



許可番号03723003495

産業廃棄物処分業許可証



住所 香川県高松市一宮町1686番地6
氏名 株式会社 塵芥センター
代表取締役 溝淵 誉仁
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日 平成28年7月13日
許可の有効年月日 平成35年7月12日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 中間処理(破砕処分、脱水処分、油水分離処分及び中和処分に限る。)業

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

破砕処分: ①木くず②がれき類(コンクリート廃材及びアスファルト廃材に限る。)以上
ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

脱水処分: 汚泥 以上

ただし、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

油水分離処分: ①廃油②汚泥 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

中和処分: ①廃酸②廃アルカリ 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

事業の用に供する施設又はそれらの設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 種類及び数量：木くず又はがれき類の破碎施設 2基
設置場所：東かがわ市水主2100番2以上
許可年月日及び許可番号：平成14年12月4日(変更許可) 第21-3-017号
処理する産業廃棄物の種類及び処理能力：木くず 360 t/日(8h) 1基、がれき類 880 t/日(8h) 1基
- (2) 種類及び数量：汚泥の脱水施設 1基
設置場所：丸亀市土器町北一丁目105番以上
設置年月日：平成23年11月18日
処理する産業廃棄物の種類及び処理能力：汚泥 9.6m³/日(8h)
- (3) 種類及び数量：廃油の油水分離施設 1基
設置場所：丸亀市土器町北一丁目105番以上
設置年月日：平成23年11月18日
処理する産業廃棄物の種類及び処理能力：廃油又は汚泥 9.6m³/日(8h)
- (4) 種類及び数量：廃酸又は廃アルカリの中和施設 1基
設置場所：丸亀市土器町北一丁目105番以上
設置年月日：平成23年11月18日
処理する産業廃棄物の種類及び処理能力：廃酸又は廃アルカリ 12.0m³/日(8h)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年7月13日(当初許可)

平成23年11月18日(変更許可)

平成28年7月13日(更新許可)

平成29年10月1日(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を明記したことによる書換交付)

平成30年5月11日(法人代表者の変更による書換交付)

以下余白